

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第38号

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(静岡県看護職員修学資金貸与規則の一部改正)

第1条 静岡県看護職員修学資金貸与規則(昭和38年静岡県規則第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(返還債務の当然免除)</p> <p>第9条 知事は、修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、修学資金の返還債務を免除するものとする。</p> <p>(1) 保健師、看護師又は准看護師が養成施設を卒業した後、引き続き5年間(県の区域内の過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第1項に規定する過疎地域、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の離島振興対策実施地域、山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の振興山村及びへき地保健医療対策等実施要綱(平成13年5月16日付け医政発第529号厚生労働省医政局長通知)に規定する無医地区等(以下「過疎地域等」という。)において看護業務に従事した場合にあつては、当該修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間)、県の区域内の次に掲げる施設において看護業務に従事したとき又は県の区域内の過疎地域等をその区域に含む町において保健師の業務に従事したとき。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 児童福祉法(昭和22年法律第164号) <u>第6条の2の2第3項</u>の規定に基づき指定された独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターの設置する医療機関</p>	<p>(返還債務の当然免除)</p> <p>第9条 知事は、修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、修学資金の返還債務を免除するものとする。</p> <p>(1) 保健師、看護師又は准看護師が養成施設を卒業した後、引き続き5年間(県の区域内の過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第1項に規定する過疎地域、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の離島振興対策実施地域、山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の振興山村及びへき地保健医療対策等実施要綱(平成13年5月16日付け医政発第529号厚生労働省医政局長通知)に規定する無医地区等(以下「過疎地域等」という。)において看護業務に従事した場合にあつては、当該修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間)、県の区域内の次に掲げる施設において看護業務に従事したとき又は県の区域内の過疎地域等をその区域に含む町において保健師の業務に従事したとき。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 児童福祉法(昭和22年法律第164号) <u>第7条第2項</u>の規定に基づき指定された独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターの設置する医療機関</p>

<p>カ～ケ (略)</p> <p>(2) 助産師が養成施設を卒業した後、引き続き5年間（県の区域内の過疎地域等において助産師の業務に従事した場合にあつては、当該修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間）、県の区域内の次に掲げる施設において助産師の業務に従事したとき。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ <u>母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条第2項に規定する母子健康包括支援センター</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>カ～ケ (略)</p> <p>(2) 助産師が養成施設を卒業した後、引き続き5年間（県の区域内の過疎地域等において助産師の業務に従事した場合にあつては、当該修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間）、県の区域内の次に掲げる施設において助産師の業務に従事したとき。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ <u>児童福祉法第10条の2第1項のこども家庭センター</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2～5 (略)</p>
---	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

（静岡県看護職員特別修学資金貸与規則の一部改正）

第2条 静岡県看護職員特別修学資金貸与規則（平成9年静岡県規則第32号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(返還債務の当然免除)</p> <p>第9条 知事は、特別修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、特別修学資金の返還債務を免除するものとする。</p> <p>(1) 養成学校を卒業した後、引き続き5年間、県内の次に掲げる施設において看護職員の業務（<u>キ</u>に掲げる施設にあつては助産師の業務に限る。以下この号において同じ。）に従事したとき（コ又はサに掲げる施設において看護職員の業務に従事する場合にあつては、県内のアからケまでに掲げる施設において、3年以上看護職員の業務に従事した実務経験を有するときに限る。）又は県内の地域保健法（昭和22年法律第101号）第24条第2項第1号に規定する特定町村（以下「特定町村」という。）において保健師の業務に従事したとき。</p>	<p>(返還債務の当然免除)</p> <p>第9条 知事は、特別修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、特別修学資金の返還債務を免除するものとする。</p> <p>(1) 養成学校を卒業した後、引き続き5年間、県内の次に掲げる施設において看護職員の業務（<u>カ</u>に掲げる施設にあつては助産師の業務に限る。以下この号において同じ。）に従事したとき（コ又はサに掲げる施設において看護職員の業務に従事する場合にあつては、県内のアからケまでに掲げる施設において、3年以上看護職員の業務に従事した実務経験を有するときに限る。）又は県内の地域保健法（昭和22年法律第101号）第24条第2項第1号に規定する特定町村（以下「特定町村」という。）において保健師の業務に従事したとき。</p>

<p>ア～エ (略)</p> <p>オ 児童福祉法(昭和22年法律第164号) <u>第6条の2の2第3項</u>の規定に基づき指定された独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターの設置する医療機関</p> <p>カ (略)</p> <p>キ <u>母子保健法(昭和40年法律第141号)第22条第2項</u>に規定する母子健康包括支援センター</p> <p>ク～サ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>ア～エ (略)</p> <p>オ 児童福祉法(昭和22年法律第164号) <u>第7条第2項</u>の規定に基づき指定された独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターの設置する医療機関</p> <p>カ <u>児童福祉法第10条の2第1項</u>のこども家庭センター</p> <p>キ (略)</p> <p>ク～サ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～5 (略)</p>
---	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(静岡県受動喫煙防止条例施行規則の一部改正)

第3条 静岡県受動喫煙防止条例施行規則(平成31年静岡県規則第5号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(幼稚園、小学校等に準ずる施設)</p> <p>第2条 条例第2条第4号アに規定する規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>(1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業(同条第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援若しくは同条第6項に規定する保育所等訪問支援のみを行う事業又はこれらのみを行う事業を除く。)、同法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業、同条第2項に規定する放課後児童健全育成事業、同条第3項に規定する子育て短期支援事業、同条第6項に規定する地域子育て支援拠点事業、同条第7項に規定する一時預かり事業、同条第9項に規定する家庭的保育事業、同条第10項に規定する小規模保育事業、同条第12項に規定する事業所</p>	<p>(幼稚園、小学校等に準ずる施設)</p> <p>第2条 条例第2条第4号アに規定する規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>(1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業(同条第4項に規定する居宅訪問型児童発達支援若しくは同条第5項に規定する保育所等訪問支援のみを行う事業又はこれらのみを行う事業を除く。)、同法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業、同条第2項に規定する放課後児童健全育成事業、同条第3項に規定する子育て短期支援事業、同条第6項に規定する地域子育て支援拠点事業、同条第7項に規定する一時預かり事業、同条第9項に規定する家庭的保育事業、同条第10項に規定する小規模保育事業、同条第12項に規定する事業所</p>

内保育事業及び同条第13項に規定する病児
保育事業の用に供する施設

(2) (略)

(受動喫煙により健康を損なうおそれが高い
者が利用する施設)

第3条 条例第2条第4号イに規定する規則で
定める施設は、次に掲げる施設とする。

(1) 学校教育法(昭和第22年法律第26号)第
1条に規定する大学(専ら同法第97条に規
定する大学院の用途に供する施設を除
く。)、同法第124条に規定する専修学校(高
等課程、専門課程又は一般課程(一般課程
においては、20歳未満の者が主として利用
するものに限る。))を有するものに限る。))及
び同法第134条第1項に規定する各種学校
(高等学校等就学支援金の支給に関する法
律施行規則(平成22年文部科学省令第13
号)第1条第1項第4号に掲げるものその
他20歳未満の者が主として利用するもの
に限る。))

(2)・(3) (略)

(4) 次に掲げる教育施設

ア 児童福祉法第13条第3項第1号に規定
する児童福祉司又は児童福祉施設の職員
を養成する施設及び同法第18条の6第1
号に規定する保育士を養成する施設

イ～ノ (略)

ハ 学校教育法施行規則(昭和22年文部省
令第11号)第155条第1項第4号及び第2
項第6号、第160条第3号、第161条第2
項、第162条並びに第177条第7号に規定
する文部科学大臣が別に指定する教育施
設(20歳未満の者が主として利用するも
のに限る。))

(5)～(9) (略)

(10) 児童福祉法第7条第1項に規定する助産

内保育事業及び同条第13項に規定する病児
保育事業の用に供する施設

(2) (略)

(受動喫煙により健康を損なうおそれが高い
者が利用する施設)

第3条 条例第2条第4号イに規定する規則で
定める施設は、次に掲げる施設とする。

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1
条に規定する大学(専ら同法第97条に規定
する大学院の用途に供する施設を除く。)、
同法第124条に規定する専修学校(高等課
程、専門課程又は一般課程(一般課程にお
いては、20歳未満の者が主として利用す
るものに限る。))を有するものに限る。))及び同
法第134条第1項に規定する各種学校(高等
学校等就学支援金の支給に関する法律施行
規則(平成22年文部科学省令第13号)第1
条第1項第4号に掲げるものその他20歳未
満の者が主として利用するものに限る。))

(2)・(3) (略)

(4) 次に掲げる教育施設

ア 児童福祉法第13条第3項第2号に規定
する児童福祉司又は児童福祉施設の職員
を養成する施設及び同法第18条の6第1
号に規定する保育士を養成する施設

イ～ノ (略)

ハ 学校教育法施行規則(昭和22年文部省
令第11号)第155条第1項第4号及び第2
項第7号、第160条第3号、第161条第2
項、第162条並びに第177条第7号に規定
する文部科学大臣が別に指定する教育施
設(20歳未満の者が主として利用するも
のに限る。))

(5)～(9) (略)

(10) 児童福祉法第7条第1項に規定する助産

<p>施設及び児童家庭支援センター並びに同法第59条第1項に規定する施設（同法第6条の3第11項に規定する業務を目的とするものを除く。）</p> <p>(11) <u>母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条第2項に規定する母子健康包括支援センター</u></p> <p>(12) （略）</p>	<p>施設、<u>児童家庭支援センター及び里親支援センター、同法第10条の2第1項のこども家庭センター</u>並びに同法第59条第1項に規定する施設（同法第6条の3第11項に規定する業務を目的とするものを除く。）</p> <p>(11) （略）</p>
---	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第3条中静岡県受動喫煙防止条例施行規則第3条第1号及び第4号ハの改正は、公布の日から施行する。
（静岡県看護職員修学資金貸与規則の一部改正に伴う経過措置）
- 2 この規則の施行の日前に第1条の規定による改正前の静岡県看護職員修学資金貸与規則第1条に規定する修学資金の貸与を受けた者に係る第1条の規定による改正後の同規則第9条の規定の適用については、同条第1項第2号エ中「こども家庭センター」とあるのは、「こども家庭センター又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）第4条の規定による改正前の母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条第2項に規定する母子健康包括支援センター」とする。
（静岡県看護職員特別修学資金貸与規則の一部改正に伴う経過措置）
- 3 この規則の施行の日前に第2条の規定による改正前の静岡県看護職員特別修学資金貸与規則第1条に規定する特別修学資金の貸与を受けた者に係る第2条の規定による改正後の同規則第9条の規定の適用については、同条第1項第1号カ中「こども家庭センター」とあるのは、「こども家庭センター又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）第4条の規定による改正前の母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条第2項に規定する母子健康包括支援センター」とする。